

# 税制改正のお知らせ

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として以下の見直し、創設等が行われました。これらの改正は令和8年1月1日に施行され、令和7年中（1月1日～12月31日）の収入に対して課税される令和8年度分の個人住民税（町・都民税）から適用されます。

## ◆ 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の給与所得控除が引き上げられます。

### 給与所得控除額

| 給与収入             | 改正前                 | 改正後  |
|------------------|---------------------|------|
| 162万5千円以下        | 55万円                | 65万円 |
| 162万5千円超 180万円以下 | 給与等の収入金額×40% - 10万円 | 65万円 |
| 180万円超 190万円以下   | 給与等の収入金額×30% + 8万円  | 65万円 |
| 190万円超           | 改正なし                |      |

## ◆ 家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について

給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

## ◆ 各種扶養控除等にかかる所得要件の改正

各種扶養親族等の所得要件などが引き上げられます。

| 扶養親族の区分         | 所得要件※<br>(収入が給与のみの場合の収入金額) |                     |
|-----------------|----------------------------|---------------------|
|                 | 改正前                        | 改正後                 |
| 扶養親族            |                            |                     |
| 同一生計配偶者         | 48万円以下<br>(103万円以下)        | 58万円以下<br>(123万円以下) |
| ひとり親の生計を一にする子の  |                            |                     |
| 雑損控除の適用を認められる親族 |                            |                     |
| 勤労学生の合計所得金額     | 75万円以下<br>(130万円以下)        | 85万円以下<br>(150万円以下) |

※合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子、雑損控除の適用を認められる親族については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

## ◆ 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族のうち、合計所得金額が58万円（改正後の所得要件）を超える扶養控除を適用できない者についても段階的に控除を受けられるようになります。

### 特定親族特別控除

| 特定親族の合計所得金額<br>(収入が給与のみの場合の収入金額)   | 特定親族特別控除 |
|------------------------------------|----------|
| 58万円超 95万円以下<br>(123万円超 160万円以下)   | 45万円     |
| 95万円超 100万円以下<br>(160万円超 165万円以下)  | 41万円     |
| 100万円超 105万円以下<br>(165万円超 170万円以下) | 31万円     |
| 105万円超 110万円以下<br>(170万円超 175万円以下) | 21万円     |
| 110万円超 115万円以下<br>(175万円超 180万円以下) | 11万円     |
| 115万円超 120万円以下<br>(180万円超 185万円以下) | 6万円      |
| 120万円超 123万円以下<br>(185万円超 188万円以下) | 3万円      |

※あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため税法上の扶養親族には該当しません。

## ◆ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

令和7年度から適用された税制改正において、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。

1. 19歳未満の扶養親族を有する世帯
2. 夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

### 住宅ローン控除の借入限度額

| 住宅区分             | 改正前：借入限度額 | 改正後：借入限度額 |
|------------------|-----------|-----------|
| 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅 | 4, 500万円  | 5, 000万円  |
| ZEH水準省エネ住宅       | 3, 500万円  | 4, 500万円  |
| 省エネ住宅基準適合住宅      | 3, 000万円  | 4, 000万円  |

また、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を40m<sup>2</sup>に緩和する措置について、建築確認の期限が令和7年12月31日まで延長されました。